

○石垣市漁港管理条例

平成元年6月28日

条例第15号

改正 平成12年3月24日条例第9号

平成14年10月11日条例第25号

平成18年6月28日条例第20号

平成26年6月24日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(平14条例25・一部改正)

(責務)

第1条の2 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

(平12条例9・追加)

(漁港施設の維持運営)

第2条 市長は、市の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)について、毎年度その維持運営計画(公害の防止又は第8条の規定による物件の除去に係る計画を含む。)を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設(以下「乙種漁港施設」という。)の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 市長は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者又は占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ八重山漁業協同組合の代表者の意見を聴かななければならない。

(漁港の保全)

第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を滅失し、又は損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

- 2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(陸域内における行為の制限等)

第4条 漁港の区域内の陸域で市長が指定する区域(法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る事項が漁港の保全に著しく支障を及ぼすものでない限り、同項の許可をしなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限ってするものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを告示しなければならない。

第5条及び第6条 削除

(平14条例25)

(危険物等についての制限)

第7条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ係泊をしてはならない。

- 2 漁港の区域内において危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 危険物等の種類は、規則で定める。

(平12条例9・一部改正)

(放置物件の除去命令)

第8条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

第9条 削除

(平14条例25)

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第10条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した区域(以下「指定区域」という。)内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対し陸揚げ又は船積みを行う場所又は時間その他の事項について必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可したときは、この限りでない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

(平12条例9・一部改正)

(使用の届出)

第11条 甲種漁港施設(航路及び第12条の2の規定により市長が指定する施設を除く。)を当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い使用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境施設については、市長が公示により指定するものに限るものとする。

(平12条例9・一部改正)

(占用の許可等)

第12条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の占用の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占用にあつては、3年)を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(平12条例9・一部改正)

(使用の許可等)

第12条の2 次の各号に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。)のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者

(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。

3 第1項に規定する使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定により施設を指定しようとするときは、これを告示しなければならない。

(平12条例9・追加、平14条例25・一部改正)

(漁船以外の船舶についての制限)

第12条の3 漁船以外の船舶を漁港の区域(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域に限る。次項において同じ。)内に停係泊をし、又は甲種漁港施設に陸置きをしようとする者は、前条第1項第1号の規定により市長が指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設を使用することとし、使用にあたっては規則に定めるところにより市長に届け出なければならない。

(平14条例25・追加)

(権利の移転の制限)

第12条の4 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(平12条例9・追加、平14条例25・旧第12条の3繰下)

(使用料等)

第13条 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料等は、次の各号に該当するものに限り免除することができる。

(1) 漁船(漁船法「昭和25年法律第178号」第2条第1項に規定する船舶をいう。)が甲種漁港施設を使用又は占用する場合

(2) 漁業者(漁業法「昭和24年法律第267号」第2条第2項に規定する者をいう。)が漁業を営むため野積場、漁具干場及び漁港施設用地を使用又は占用する場合

(3) 公務に従事する船舶、救助船及び海難船が甲種漁港施設を使用又は占用する場合

3 使用料等は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額若しくは免除し、又は分納させることができる。

5 既に納めた使用料等は、還付しない。ただし、市長が使用者又は占用者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平12条例9・一部改正)

(土砂採取料等)

第13条の2 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地において法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(平12条例9・追加)

(入出港届)

第14条 船舶は、漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、総トン数20トン未満の船舶、監視船及び警備船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該漁港を根拠地とする総トン数20トン以上の船舶にあっては、毎月の漁港入出港状況を速やかに市長に報告するものとする。

(平12条例9・一部改正)

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 第4条第1項、第12条第1項又は第12条の2第1項の規定に違反した者

(2) 第12条第2項又は第12条の2第2項の規定により許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正の行為により第4条第1項、第12条第1項又は第12条の2第1項の規定による許可を受けた者

(平12条例9・一部改正)

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第16条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項、第12条第1項又は第12条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は通常生ずべき損失

を補償するものとする。

(平12条例9・平14条例25・一部改正)

(過料)

第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (3) 第8条の規定による市長の命令に従わない者
- (4) 第10条第3項、第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4又は第14条の規定に違反した者
- (5) 第15条又は第16条第1項の規定による市長の命令に違反した者

(平12条例9・平14条例25・一部改正、平18条例20・旧第19条繰上)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例9・全改、平18条例20・旧第20条繰上)

(過怠金)

第19条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(平12条例9・追加、平18条例20・旧第21条繰上)

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例9・旧第21条繰下、平18条例20・旧第22条繰上)

附 則

- 1 この条例は、平成元年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に法令の規定に基づき甲種漁港施設を占有している者は、当該占有中、この条例の相当規定による許可を受けて占有しているものとみなす。

附 則(平成12年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第13条関係)

(平12条例9・旧別表・一部改正、平26条例15・一部改正)

1 甲種漁港施設の使用料

施設の種類	区分	単位	金額
岸壁、物揚場、船揚場等係留施設	総トン数5トン未満の船舟	1隻当たり1日につき	100円
	総トン数5トン以上20トン未満の船舟	1隻当たり1日につき	200円
	総トン数20トン以上100トン未満の船舟	1隻当たり1日につき	400円
	総トン数100トン以上500トン未満の船舟	1隻当たり1日につき	2,000円
	総トン数500トン以上の船舟	1隻当たり1日につき	5,000円
野積場、漁具干場及び漁港施設用地		1平方メートル当たり1日につき	2円
石垣漁港フィッシャリーナ駐艇場	1専用使用	1か所1月につき	6,000円
	2一時使用	1か所1日につき	450円
石垣漁港フィッシャリーナ浮棧橋	1専用使用		
	5メートルまでの船舶	1か所1月につき	7,500円
	5メートルを超え6メートルまでの船舶	1か所1月につき	9,000円
	6メートルを超え7メートルまでの船舶	1か所1月につき	10,500円
7メートルを超え8メートルまでの船舶	1か所1月につき	12,000円	

8メートルを超え9メートルまでの船舶	1か所1月につき	13,500円
9メートルを超え10メートルまでの船舶	1か所1月につき	15,000円
10メートルを超え11メートルまでの船舶	1か所1月につき	16,500円
11メートルを超え12メートルまでの船舶	1か所1月につき	18,000円
12メートルを超え13メートルまでの船舶	1か所1月につき	19,500円
13メートルを超え14メートルまでの船舶	1か所1月につき	21,000円
14メートルを超え15メートルまでの船舶	1か所1月につき	22,500円
2一時使用		
5メートルまでの船舶	1か所1日につき	500円
5メートルを超え6メートルまでの船舶	1か所1日につき	600円
6メートルを超え7メートルまでの船舶	1か所1日につき	700円
7メートルを超え8メートルまでの船舶	1か所1日につき	800円
8メートルを超え9メートルまでの船舶	1か所1日につき	900円
9メートルを超え10メートルまでの船舶	1か所1日につき	1,000円
10メートルを超え11メートルまでの船舶	1か所1日につき	1,100円
11メートルを超え12メートルまでの船舶	1か所1日につき	1,200円
12メートルを超え13メートルまでの船舶	1か所1日につき	1,300円

	1メートルまでの船舶		
	13メートルを超え14メートルまでの船舶	1か所1日につき	1,400円
	14メートルを超え15メートルまでの船舶	1か所1日につき	1,500円
給水施設使用料	給水1立方メートルまでごとにつき		30円
給電施設使用料	給電1キロワット時までごとにつき		150円

2 甲種漁港施設の占用料

区分	単位	金額	摘要
1 電柱等を設置する場合	1本当たり1年につき	580円	支線又は支柱はそれぞれ1本とみなす
2 広告物、看板、その他これに類するものを設置する場合	表示面積1平方メートル当たり1年につき	1,100円	
3 地下埋設管を設置する場合	1メートル当たり1年につき		
(1) 外径0.3メートル未満		110円	
(2) 外径0.3メートル以上1メートル未満		250円	
(3) 外径1メートル以上		350円	
4 建物その他1から3までに掲げるもの以外の工作物等を設置する場合	1平方メートル当たり1年につき	90円	
5 工作物を設置しない場合	1平方メートル当たり1月につき	40円	

備考

- 1 この表においては、次により使用料等の額を算定するものとする。
 - (1) 1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。
 - (2) 1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は、1メートルとする。

(3) 使用の期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは、その期間又は端数を1日とする。

(4) 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月とする。

2 1件の甲種漁港施設使用料等の額が100円に満たない場合は、100円とする。

別表第2(第13条の2関係)

(平12条例9・追加)

1 土砂採取料

種別	単位	金額	
泥土	1立方メートルにつき	23円	
土砂	1立方メートルにつき	107円	
砂	1立方メートルにつき	123円	
砂利	1立方メートルにつき	123円	
栗石(直径5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	1立方メートルにつき	145円	
玉石(直径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの)	1立方メートルにつき	57円	
転石	直径20センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき	70円
	直径50センチメートル以上1メートル未満のもの	1個につき	95円
	直径1メートル以上のもの	1個につき	107円

備考

- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別のないものについては、この表の類似の種別によりその都度市長が定める。
- 採取の数量が1立方メートルに満たない場合又は採取の数量に1立方メートル未満の端数がある場合には、その満たない数量又はその端数の数量については、1立方メートルとして計算する。
- 転石を庭石として採取する場合は、この表の転石の種別に応じ、同表の金額欄に掲げる金額の10倍の額とする。

2 漁港の区域内の水域又は公共空地の占用料

種別	単位	金額	
栈橋、係船場	占用面積1平方メートル当たり1年につき	120円	
係船くい	1本当たり1年につき	100円	
係船浮標、信号標	1基当たり1年につき	300円	
電柱(支柱、支線及びその他の柱類を含む。)	1本当たり1年につき	700円	
鉄塔	占用面積1平方メートル当たり1年につき	700円	
ひ管等埋架設物(開渠水路を含む。)	直径30センチメートル未満のもの	長さ1メートル当たり1年につき	60円
	直径30センチメートル以上1メートル未満のもの		200円
	直径1メートル以上のもの		300円
通路、通路橋	占用面積1平方メートル当たり1年につき	60円	
倉庫、工場、造船場、事務所の敷地	占用面積1平方メートル当たり1年につき	125円	
材料置場、作業現場、仮小屋	占用面積1平方メートル当たり1年につき	125円	
物置場、物干場	占用面積1平方メートル当たり1年につき	72円	
広告板、広告塔	表示面積1平方メートル当たり1年につき	1,570円	
貸ボート置場	1隻当たり1年につき	530円	
漁業用工作物(蓄養、養殖施設を含む。)	占用面積1平方メートル当たり1年につき	20円	
耕作地、採草地	占用面積1平方メートル当たり1年につき	7円	
宅地	占用面積1平方メートル当たり1年につき	118円	

各種試掘調査のための施設	占用面積1平方メートル当たり1年につき	330円
--------------	---------------------	------

備考

- 1 この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度市長が定める。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。
- 3 長さ1メートルに満たない場合又は1メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 4 占用の期間が1年に満たない場合又は占用の期間に1年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 5 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。